

公開買付説明書の訂正事項分

2026年1月

株式会社JG35

(対象者：株式会社Fast Fitness Japan)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

| | |
|---------------|---|
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社JG35 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6864-3058 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 江本 康能／同 水本 啓太／同 東 直希 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社JG35 (東京都港区虎ノ門一丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社JG35をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社Fast Fitness Japanをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条第(e)項又は第14条第(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注10) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれら「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者及びその関連者（日本成長投資アライアンス株式会社及び対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式、対象者の新株予約権又はそれらに関連する有価証券を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年12月2日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、記載事項の一部に誤記があつたこと及び当該誤記の訂正を踏まえ公開買付者が買付予定数の下限を引き下げる決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

- 3 買付け等の目的
 - (1) 本公開買付けの概要
- 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
 - (3) 買付予定の株券等の数
- 8 買付け等に要する資金
 - (1) 買付け等に要する資金等
- 11 その他買付け等の条件及び方法
 - (1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公司公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

本取引は、対象者の取締役会長であり株主である大熊章氏（以下「章氏」といいます。所有株式数：405,800株、所有割合（注1）：2.13%）（注2）が、創業家の資産管理会社であるオーク（以下に定義します。）を通じて公開買付者に出資を行う予定であり、本公司公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定であることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当します。本書提出日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役（監査等委員を含みます。）との間には、本公司公開買付け後の役員就任や待遇について合意はなく、本公司公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公司公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

- (注1) 所有割合とは、(i)対象者が2025年11月14日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日時点の発行済株式総数（18,771,180株）から、(ii)2025年9月30日時点の対象者が所有する自己株式数（16,568株）を控除した株式数（18,754,612株）に、(iii)対象者から2025年9月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権333個の目的となる対象者株式数（259,740株）を加算した株式数（19,014,352株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。
- (注2) なお、章氏の所有株式（405,800株）のうち譲渡制限付株式報酬として章氏に付与された対象者の譲渡制限付株式15,500株（以下「本譲渡制限付株式（章氏）」といいます。所有割合：0.08%）については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限ります。）の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、対象者が無償取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）においては、上記割当契約書の規定に従い、本株式併合（下記「(4) 本公司公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）の効力発生日の前営業日をもって、本譲渡制限付株式（章氏）については、対象者において無償取得する予定です。
- (注3) マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

<中略>

また、公開買付者は、本公司公開買付けの実施にあたり、2025年12月1日付で、対象者の創業家である(i)章氏（本譲渡制限付株式（章氏）を除く所有株式数：390,300株、所有割合：2.05%）、(ii)大熊章太氏（以下「章太氏」といいます。章太氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000株、所有割合：3.69%）、(iii)大熊絢子氏（以下「絢子氏」といいます。絢子氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000株、所有割合：3.69%）、及び(iv)対象者の従業員である高嶋淳氏（以下「高嶋氏」といいます。所有株式数：428,680株、所有割合：2.25%）（以下「本応募合意株主」と総称します。また、章氏を除く本応募合意株主を「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、章氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（章氏）」、本応募合意株主（関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（関係者株主）」といいます。）を締結し、本応募合意株主は、本譲渡制限付株式（章氏）を除く所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：2,222,980株、所有割合の合計：11.69%、以下「本応募株式」といいます。）を本公司公開買付けに応募する旨を合意しております。

<中略>

本公司公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を3,254,600株（所有割合17.12%）と設定しており、本公司公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,254,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,254,600株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（3,254,600株）は、潜在株式勘案後株式総数（19,014,352株）に係る議決権数（190,143個）に3分の2を乗じた数（126,762個、小数点以下を切上げ）から、(i)2025年12月1日時点において存在する譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）

(合計53,000株)に係る議決権の数の合計(530個)、(ii)本新株予約権(333個)の目的となる対象者株式数(259,740株)に係る議決権の数(2,597個)及び(iii)本不応募株式数(9,108,900株)に係る議決権の数(91,089個)をそれぞれ控除した数(32,546個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(3,254,600株)としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者の株主を公開買付者及びオークのみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及びオークが対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月1日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として行われる本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を所有している取締役を含む対象者の取締役(取締役全8名のうち、章氏を除く7名)が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式(合計53,000株)に係る議決権の数の合計(530個)を控除しております。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本取引は、対象者の取締役会長であり株主である大熊章氏(以下「章氏」といいます。所有株式数:405,800株、所有割合(注1):2.13%)(注2)が、創業家の資産管理会社であるオーク(以下に定義します。)を通じて公開買付者に出資を行う予定であり、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定であることから、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当します。本書提出日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役(監査等委員を含みます。)との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇について合意はなく、本公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

(注1) 所有割合とは、(i)対象者が2025年11月14日に公表した「2026年3月期第2四半期(中間期)決算短信【日本基準】(連結)」に記載された2025年9月30日時点の発行済株式総数(18,771,180株)から、(ii)2025年9月30日時点の対象者が所有する自己株式数(16,568株)を控除した株式数(18,754,612株)に、(iii)対象者から2025年9月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権333個の目的となる対象者株式数(259,740株)を加算した株式数(19,014,352株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

(注2) なお、章氏の所有株式(405,800株)のうち譲渡制限付株式報酬として章氏に付与された対象者の譲渡制限付株式15,700株(以下「本譲渡制限付株式(章氏)」といいます。所有割合:0.08%)については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合(当該株式の併合により付与対象者の有する株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限ります。)の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、対象者が無償取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続(以下に定義します。)においては、上記割当契約書の規定に従い、本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)の効力発生日の前営業日をもって、本譲渡制限付株式(章氏)については、対象者において無償取得する予定です。

(注3) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

<中略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年12月1日付で、対象者の創業家である(i)章氏(本譲渡制限付株式(章氏)を除く所有株式数:390,100株、所有割合:2.05%)、(ii)大熊章太氏(以下「章太氏」

といいます。章太氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000株、所有割合：3.69%）、(ii)大熊絢子氏（以下「絢子氏」といいます。絢子氏が野村信託銀行株式会社を受託者とする管理有価証券信託に拠出している対象者株式数：702,000株、所有割合：3.69%）、及び(iv)対象者の従業員である高嶋淳氏（以下「高嶋氏」といいます。所有株式数：428,680株、所有割合：2.25%）（以下「本応募合意株主」と総称します。また、章氏を除く本応募合意株主を「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、章氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（章氏）」、本応募合意株主（関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（関係者株主）」といいます。）を締結し、本応募合意株主は、本譲渡制限付株式（章氏）を除く所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：2,222,780株、所有割合の合計：11.69%、以下「本応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<中略>

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を3,254,400株（所有割合17.12%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,254,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,254,400株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（3,254,400株）は、潜在株式勘案後株式総数（19,014,352株）に係る議決権数（190,143個）に3分の2を乗じた数（126,762個、小数点以下を切上げ）から、(i)2025年12月1日時点において存在する譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（合計53,200株）に係る議決権の数の合計（532個）、(ii)本新株予約権（333個）の目的となる対象者株式数（259,740株）に係る議決権の数（2,597個）及び(iii)本不応募株式数（9,108,900株）に係る議決権の数（91,089個）をそれぞれ控除した数（32,544個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（3,254,400株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者の株主を公開買付者及びオークのみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及びオークが対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月1日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として行われる本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を所有している取締役を含む対象者の取締役（取締役全8名のうち、章氏を除く7名）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式（合計53,200株）に係る議決権の数の合計（532個）を控除しております。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|---------------|----------------------|----------|
| 普通株式 | 9,905,452 (株) | <u>3,254,600</u> (株) | — |
| 合計 | 9,905,452 (株) | <u>3,254,600</u> (株) | — |

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（9,905,452株）を記載しております。これは、潜在株式勘案後株式総数（19,014,352株）から、本不応募株式（9,108,900株）を控除した株式数（9,905,452株）です。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(訂正後)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|---------------|----------------------|----------|
| 普通株式 | 9,905,452 (株) | <u>3,254,400</u> (株) | — |
| 合計 | 9,905,452 (株) | <u>3,254,400</u> (株) | — |

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（9,905,452株）を記載しております。これは、潜在株式勘案後株式総数（19,014,352株）から、本不応募株式（9,108,900株）を控除した株式数（9,905,452株）です。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることができます。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

| | |
|-------------------|----------------|
| 買付代金（円）(a) | 22,931,121,380 |
| 金銭以外の対価の種類 | — |
| 金銭以外の対価の総額 | — |
| 買付手数料(b) | 75,000,000 |
| その他(c) | 8,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 23,014,121,380 |

<後略>

(訂正後)

| | |
|-------------------|----------------|
| 買付代金（円）(a) | 22,931,121,380 |
| 金銭以外の対価の種類 | — |
| 金銭以外の対価の総額 | — |
| 買付手数料(b) | 75,000,000 |
| その他(c) | 10,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 23,016,121,380 |

<後略>

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,254,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。